

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定港湾管理者等に対する国土交通大臣の助言の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができるものとする。
(本則関係)

第二 この政令は、平成二十五年十二月一日から施行するものとする。
(附則第一項関係)

第三 宅地建物取引業者が宅地建物取引主任者をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならない法令上の制限として、共同化促進施設協定に係る承継効に関する規定を追加するものとする。
(附則第二項関係)